

決裁区分	部長	課長	課長代理	担当	起案	分類	0・2・4
丙	栗原	志村	志村	久保谷	石原	起案	27・6・29
						決裁	27・6・30
						施行	・

秦野市公共施設再配置計画推進会議開催結果

会議名	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 本部会		
	<input type="checkbox"/> 平成 年度 第 回 プロジェクトチーム		
	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 27 年度 第 4 回 公共施設使用料見直し ワーキンググループ		
開催日時	平成 27 年 6 月 26 日 (金) 午前 10 時 0 分 ~ 午前 11 時 30 分		
開催場所	3 A 会議室		
出席者	市民自治振興課長	文化会館長	人権推進課長
	高齢介護課長	こども育成課長	健康づくり課長
	スポーツ振興課長	環境保全課長	森林づくり課長
	産業政策課長	生涯学習課長	図書館長
	地域福祉課課長代理(地域福祉担当)	観光課課長代理(弘法の里湯担当)	公共施設再配置推進課長(グループリーダー)
	事務局	公共施設再配置推進課主査	
議 題	1 減免ガイドライン(案)について		
	2 低稼働時間帯の有効活用について		
配付資料	資料 1 公共施設の使用料の減免に対するガイドライン各課等意見		
	資料 2 公共施設の使用料の減免に対するガイドラインについての論点		
	資料 3 公共施設の低稼働時間帯の有効活用に関するフロー(案)		
会 議 結 果			
<p>【議題 1】減免ガイドライン(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回提示した「減免ガイドライン(素案)」について、各課等から意見を集約したが、このうち、この会議の場で協議すべき事項を「論点」として整理した。これに基づき、各課等の意見を伺っていきながら、策定に向けた方向づけをしたい。 ・ 本ガイドラインは、今後も継続的な精査が必要となるため、さしあたって、外部に公表していくのは、ガイドラインの要旨を「減免見直しのための課題と方向性(仮称)」として簡潔に整理する。次回のWGで提示したい。 			
1 公共的団体の利用に関する論点			
(1) 「回数の制限」については、記載しない。			
(2) 懇親目的との線引きとしての時間制限について、会議が3時間を超えることは通常ないと思われることから、「原則3時間」として記載する。 ⇒ 「市民活動の推進」という点から、制限を前面に出さず、「原則は減免」という形で示した方がよい。 ⇒ ガイドラインによって、利用者を締め出そうという意図はなく、より公共施設を効果的に使っていきたいということ。			
(3) 利用内容(会議が趣味活動か)の判断は、申請書に記入された内容で判断する。			
(4) 二重行政との指摘もある「他に活動の場が確保されている場合」の例として、自治館を所有する自治会への対応があるが、特別な事情がある場合は減免するものとし、窓口で利用の理由を確認するのが好ましい。			
2 ボランティア活動での利用に関する論点			
(1) 「課題や制約はその実施主体者自身が解決すべき」という意見もあるが、ボランティアへの減免は原案どおり記載する。 ⇒ NPO法人の一部で、収益を主体としているものもあるので注意が必要			
(2) (3) 「支援を必要とする者へのボランティア」については、趣味活動が主で年1回程度の慰問をする者などもおり、線引きが難しい面がある。しかし、所管課である程度の団体は把握できることから、原案どおり記載する。なお、「直接的なボランティア」とは、その場所にボランティアの対象者が居るか否かということである。			

<p>(4) ボランティア活動については、事例集として積み重ねることで窓口での判断ができるようにしていく。 ⇒該当団体の登録により全庁的に共有できる仕組みがあっても良いのではないか。</p>	
<p>3 共催、後援等の取扱い</p>	
<p>(1) 国・県の使用料について、本市の公共施設を利用することは、本市の市民を対象とした事業であると考えられることから、原案どおり免除とする。（ただし、施設の事情により、減免を縮小して使用料収入の増加につなげることは可）</p>	
<p>(2) 「後援」については、現在、施設によって減免の取扱いに差がある。本来、市が事業に積極的に関与する内容であれば「共催」になり、単に名義だけの「後援」については、原案どおり、今後は減免しない。</p>	
<p>4 大会・展覧会等</p>	
<p>(1) 「統括する団体」については、具体例を明示して分かりやすく表現する。</p>	
<p>5 市立学校以外の利用・市立学校の教育活動以外の利用</p>	
<p>(1) 市内の高等学校の教育活動以外（＝部活動）に対する配慮をしている。休日等は一般利用を優先させるため、原案どおり、50%の減額とする。 ⇒休日等は一般利用の予約が入っており、「抽選申込終了後」となると、実際には「休日等50%減額」の適用はほとんど無いと思われる。</p>	
<p>(2) 市外の学校について、文化会館のように広域的な利用が見込まれる施設は、他市町村との差が生じない方がよい。スポーツ施設のように、近隣市町村との協定を締結することなどの連携も模索すべきであり、ガイドラインには記載しない。</p>	
<p>6 社会福祉法人、子育て支援関係の利用</p>	
<p>(1) 原案では、コミュニティ保育などを想定していたため、減免の条件として補助金の有無を規定していたが、「利用者負担の適正化に関する方針」でも子育て支援については強調して記載しており、広くとらえていくこととする。</p>	
<p>7 その他</p>	
<p>(1) ガイドラインは、あくまで取扱要領（内規）として定め、全庁的に共通する最低限の内容とする。使用料収入の増加を見込むため、減免の内容を縮小（基準を厳しく）するのは各施設の判断によって可能とするが、内容を拡大（基準を緩く）するのは不可とする。</p>	
<p>【議題2】低稼働時間帯の有効活用について</p>	
<p>・ 議会の一般質問でも取り上げられており、公共施設再配置計画にも記載しているが、夜間等の低稼働時間帯を事業者（学習塾など）に通常の使用料とは異なる料金体系で貸すことで、一般財源負担の軽減を目指すもの。対象となるのは、低稼働であることが明確であることに加え、一部屋を貸出したとしても他の部屋で一般利用を継続（機能補完）できること。今後、このWGでも協議していきたい。</p>	
<p>・ 前期の条件を満たす保健福祉センター及び広畑ふれあいプラザを候補としたいが、他に候補としてよい施設はあるか。 ⇒末広ふれあいセンターと曲松児童センターも可能ではないか。 ⇒所管課で可能ということなので、候補に加えて検討を進めていく。</p>	
備考	